

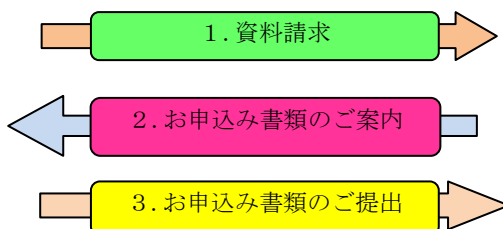
# 2012年度日本サーフィン連盟（NSA）会員様向け団体傷害保険ご加入手続きについてのご案内

この保険は、保険契約者である日本サーフィン連盟（NSA）が、同連盟に所属する会員様の加入依頼に基づき会員様個人を被保険者（保険の補償を受けられる方）として締結する団体保険契約です。

## 【 お申し込み（新規・継続）のながれ 】



会員の皆様



### 1. ご加入資料の請求について

ご加入を希望される場合には取扱代理店である株式会社弘立までお申し込み書類の請求を行ってください。（お電話またはFAXにて受付を行います。）

### 2. お申し込み書類のご案内

取扱代理店である株式会社弘立から、ご加入のご案内（パンフレット）および重要事項説明などの商品内容説明資料、加入依頼票および口座振替申込書をご案内いたします。（原則、郵送でのご案内となります。）

※商品内容説明資料は次のページでご確認できますので、事前に必ずご一読ください。

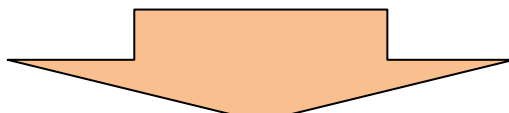
### 3. お申し込み書類のご提出

お申し込み書類が会員の皆様のお手元に到着しましたら、必要事項の記入などお申し込み書類の作成をしていただき、株式会社 弘立までご提出ください。

<お申し込みのための必要書類>

- i) 加入依頼票…必要事項を記入してご提出ください。
- ii) 損害保険料預金口座振替申込書…保険料のお払込みすべて口座振替方式となりますので、会員様にて振替口座の記入および口座印の捺印が必要となります。

商品内容やお手続きの詳細は次のページでご説明しております。  
ご加入を希望される会員様は**お申し込み前に必ず**次のページをご覧ください。  
よろしくご依頼もうしあげます。必ずお読みください。



日本サーフィン連盟（NSA）会員の皆様へ

～この保険は日本サーフィン連盟を団体保険契約者とした団体傷害保険です～

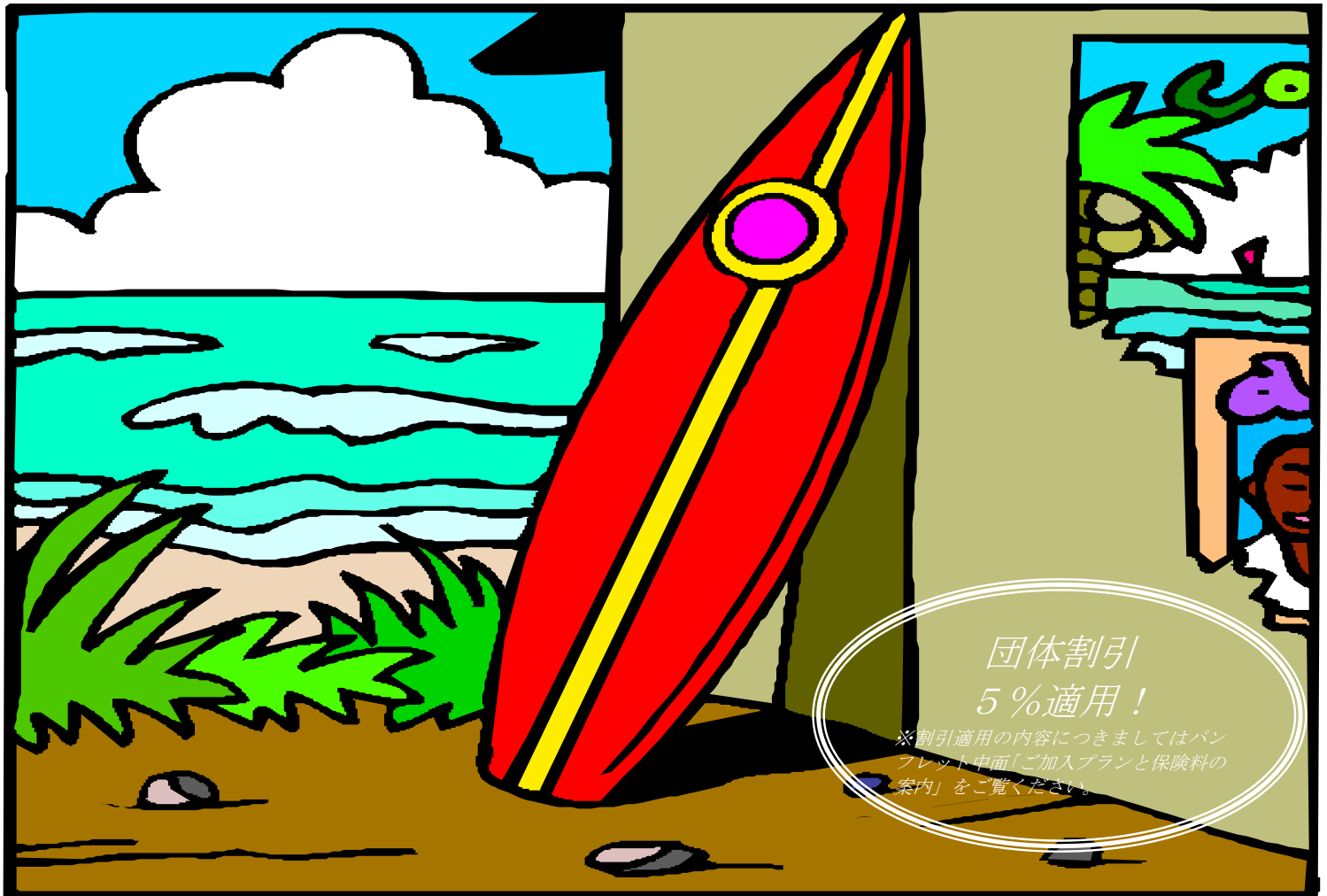


2012年度 日本サーフィン連盟

傷害総合保険  
安心BOX  
ほけん箱

日本興亜損保  
NKSJ  
GROUP

# 団体傷害保険ご加入のご案内



団体割引  
5%適用！

※割引適用の内容につきましてはパンフレット中面「ご加入プランと保険料の案内」をご覧ください。

## ご契約期間（保険期間）

平成24年4月5日午後4時から平成25年4月5日午後4時まで（1年間）

## 募集期間

平成24年3月14日（水）から平成24年4月4日（水）まで  
※郵送でのお申込みの場合、消印日4月2日以前のを有効として取り扱います。  
※ご契約期間中途でのご加入の場合は毎月20日を申込締切日とし翌月5日午後4時からの補償開始とさせていただきます。  
この場合もご契約期間の末日は平成25年4月5日午後4時となります。

## ご加入方法

新規加入の方は下記①および②の書類に、継続加入の方は下記①の書類に必要事項をご記入のうえ、株式会社弘立までご提出ください。

①団体傷害保険「パーソナルプラン」加入依頼票

②損害保険料口座振替申込書

（提出先住所および連絡先は右記の通りです。）

保険料のお払込方法は次ページをご覧ください。

## 団体傷害保険について

この保険は、団体保険契約者である日本サーフィン連盟が連盟に所属する会員の加入依頼に基づき会員個人を被保険者（保険の補償を受けられる方）として締結する団体保険契約です。

## 当保険に関するお問合せ先

【団体保険契約者】日本サーフィン連盟

〒113-0034

東京都文京区湯島1-7-9 お茶の水ウチヤマビル4F

日本サーフィン連盟事務局 TEL：03-3818-0612

【取扱代理店】お申込み・申込書類提出窓口

株式会社 弘立 担当：白石・加藤

〒125-0051 東京都葛飾区新宿2-8-20

TEL：03-3607-3210 FAX：03-3607-3123

メールアドレス：[tshiraishi@kouritsu-gr.co.jp](mailto:tshiraishi@kouritsu-gr.co.jp)

受付時間：平日 9:00～17:00

（土日、祝日、12/30～1/4を除きます）

【引受保険会社】日本興亜損害保険株式会社

本店営業第五部第五課 TEL：03-3231-6203

# 万一のケガに大きな安心。あなたにあった

次のような場合に保険金をお支払いします。

## 一般傷害タイプ

補償対象となる事故

### ■国内・国外を問わず、サーフィン中はもちろん日常生活でのさまざまなケガを補償します。

※「就業外危険のみ補償プラン」にご加入いただいた場合は、お仕事に従事中のケガは補償対象外となります。

(主な事故の例)



サーフィン中にケガをして入院した。

まだサーフィンを始めたばかりの方や、お子様などはサーフィン中に思わぬケガに巻き込まれる場合があります。また、ベテランの方でも波の状況により他のサーファーの方と衝突してしまうなど思わぬケガをされる場合があります。団体傷害保険に加入されていれば、そのような思わぬケガにより死亡・後遺障害、入院、手術、通院された場合に保険金をお受け取りになれるので安心です。

サーフィン以外の日常生活における思わぬケガも補償します。例えば…



自転車で転倒し骨折、入院し手術をした。



サーフィン以外のスポーツ中にケガをして通院した。



料理中にヤケドをして通院した。



ホテルに滞在中火災にあいケガをして通院した。

### ■入院・通院とも1日目から保険金をお支払いします。

## ご加入時のお手続について

### ■ご加入いただける方（加入依頼人）

日本サーフィン連盟（NSA）に所属する会員の方のみご加入いただけます。（正会員、オープン会員など会員区分は問いません。）  
会員が未成年の場合には親権者（保護者）が加入依頼人となります。

### ■補償を受けられる方（被保険者ご本人）

日本サーフィン連盟の会員に限ります。

※「被保険者ご本人」とは、保険の補償を受けられる方で加入依頼票の「被保険者ご本人」欄に記載される方をいいます。

### ■ご契約期間 平成24年4月5日午後4時から平成25年4月5日午後4時までの1年間

### ■募集期間 平成24年3月14日から平成25年4月4日まで（中途でのご加入も可能です。）

### ■ご加入時のお手続きについて（自動更改ではありません。継続漏れのないようご注意ください。）

① 「団体傷害保険【パーソナルプラン】加入依頼票」（以下「加入依頼票」）に必要事項を記入してご提出ください。

② 損害保険料預金口座振替申込書に必要事項の記入と口座印を押印（2枚目まで）の上ご提出ください。

新規加入（中途加入含む）の方は①と②を、継続加入の方は①のみを取扱代理店である株式会社弘立まで郵送にてご提出ください。

### ■中途加入時の補償の開始とご契約期間について

・ご契約期間の初日以降の毎月1日から20日までに加入依頼票と口座振替申込書をご提出いただいた方（郵送の場合消印日有効）  
…翌月5日午後4時より補償が開始されます。

・ご契約期間の初日以降の毎月21日から月末までに加入依頼票と口座振替申込書をご提出いただいた方（郵送の場合消印日有効）  
…翌々月5日午後4時より補償が開始されます。

・中途加入の場合は上記補償開始日から平成25年4月5日午後4時までがご契約期間となります。

### ■保険料のお払込みについて

・ご加入時の保険料のお払込みはすべて口座振替方式となりますので、加入手続時には保険料のご用意は不要です。

・ご加入の際にご提出いただく口座振替申込書にて設定いただいた口座から直接保険料の振替をさせていただきます。

・振替は補償開始月の翌々月（4月補償開始の場合6月）の所定日（26日（近畿地区信金・協会加盟の信用金庫は27日））に口座振替されます。

・残高不足などで口座振替が不能となった場合には保険金がお支払いできなくなる場合もございますのでご注意ください。

# ご加入プランをお選びください。

ご加入プランと保険料のご案内（ご加入にあたっては、お一人様いずれか1プランとなります。）

下記保険料はご契約期間1年間の場合の保険料です。（一括払）  
ご契約期間中途でご加入いただく場合は別紙「ご加入プラン別中途加入時保険料一覧表」をご覧ください。

会社員の方、公務員など役所にお勤めの方や教員の方など

タイプ①のプランよりご選択ください。

会社役員や個人事業主の方で管理職、事務職、販売職、医師、弁護士の方や無職の方（主婦や学生の方など）

タイプ②のプランよりご選択ください。

会社役員や個人事業主の方で自動車運転者、建設作業などの現場作業、農林・漁業作業、採鉱砕石作業、木竹草つる製品製造作業の方

タイプ③のプランよりご選択ください。

## 【タイプ① 就業外危険のみ補償プラン（※お仕事に從事中のケガは補償の対象となりません。ただし通勤途上は補償の対象となります。）】

会社員の方、公務員など役所にお勤めの方や教員の方などはプランA～Cの3プランからご希望のプランをご選択ください。

プランおよび補償内容（ご契約金額）	死亡・後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額	年間保険料（一時払）
プランA	153万円	4,500円	3,400円	10,000円
プランB	99万円	3,200円	2,400円	7,000円
プランC	64万円	1,800円	1,350円	4,000円

## 【タイプ② 24時間補償プラン】

会社役員や個人事業主で管理職、事務職、販売職、医師、弁護士の方や無職の方（主婦や学生の方など）はプランD～Fの3プランからご希望のプランをご選択ください。

※お仕事に從事中のケガも補償の対象となります。

〈職種区分：A職〉

プランおよび補償内容（ご契約金額）	死亡・後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額	年間保険料（一時払）
プランD	218万円	2,550円	2,100円	10,000円
プランE	142万円	2,000円	1,450円	7,000円
プランF	82万円	1,050円	850円	4,000円

## 【タイプ③ 24時間補償プラン】

会社役員や個人事業主で自動車運転者（助手を含みます。）、建設作業などの現場作業、農林・漁業作業、採鉱砕石作業

木竹草つる製品製造作業の方はプランG～Iの3プランからご希望のプランをご選択ください

※お仕事に從事中のケガも補償の対象となります。

〈職種区分：B職〉

プランおよび補償内容（ご契約金額）	死亡・後遺障害	入院保険金日額	通院保険金日額	年間保険料（一時払）
プランG	116万円	2,150円	1,650円	10,000円
プランH	82万円	1,500円	1,150円	7,000円
プランI	55万円	840円	630円	4,000円

※会社役員、個人事業主の方および学生や主婦など無職の方についてはタイプ①のコースはご選択いただけません。それ以外の方はタイプ①をご選択いただけます。

※すべてのご加入プランで「手術保険金」がお支払いの対象となります。所定の手術について、その種類に応じて、入院保険金日額を10倍、20倍または40倍した額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いした場合に限り。また1事故につき1回の手術に限り。

※ご加入いただけるタイプや保険料は被保険者の職業、職種によって異なります。また、補償範囲もタイプによって異なる場合があります。職業、職種ごとのご加入可能なタイプについては「ご契約内容確認事項（意向確認事項）」をご覧ください。また、上記記載以外の職種などで該当するタイプ区分がご不明な場合はパンフレット記載の取扱代理店にご連絡ください。

※ご案内の保険料は、ご加入者数が20名から499名までの場合の団体割引5%を適用しております。募集の結果、ご加入者数が20名を下回った場合は死亡・後遺障害のご契約金額などを引き下げさせていただきますのであらかじめご了承ください。

※ご加入にはご加入者ご本人の同意が必要となりますのでご注意ください。

※A職とはB職（農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者、木・竹・つる製品製造作業、建設作業）を除く職（事務従事者、販売従事者、教員、主婦、学生、無職の方など）のことをいいます。

※テストライダーやオートバイ競争選手、競輪選手、猛獣取扱者、プロボクサー、プロレスラーなどの職業に就かれている方または同程度の危険を有する方は上記区分の対象となりません。上記区分の対象とならない職業の詳細につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

\*この書面は団体傷害総合保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入の前に別紙傷害保険重要事項説明書記載の注意喚起情報のご説明(保険のご加入に際して、お客様に特にご注意ください情報に記載した書面)およびご契約内容確認事項(意向確認事項)と併せて必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、ご加入くださるようお願い申し上げます。  
 \*この保険は、ご契約者である日本サーフィン連盟(NSA)が、その連盟に所属する会員の加入依頼に基づき会員個人を被保険者(保険の補償を受けられる方)として締結する団体保険契約です。  
 \*ご加入の際には、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出に関わる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力くださるようお願いいたします。

◎商品の仕組みおよび補償内容など

1. 商品の仕組み

この保険はさまざまな偶発的な事故により、被保険者がケガをされたときに保険金をお支払いします。補償の対象となる事故の範囲や被保険者の範囲につきましては、このパンフレットの中間にてご確認ください。  
 ◆【ご注意ください】◆ ご加入プランのタイプ①をご選択いただいた場合は、職業または職務に従事している間のケガは保険金をお支払いできません。(通勤途上はお支払いします。)(就業外危険のみ補償プラン)

2. 補償内容

保険金の種類	お支払いする保険金の内容		保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	補償の対象となる事故によってケガをされ、そのケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	左記保険金は重複してお支払いしますが、ご契約期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●故意または重大な過失によるケガ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●無資格運転、酒酔い運転をしている間のケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ●地震、噴火、津波によるケガ ●戦争・外国の武力行使・暴動または核燃料物質の有害な特性などによるケガ
後遺障害保険金	補償の対象となる事故によってケガをされ、そのケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。		●むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの ●危険なスポーツ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど)を行っている間のケガ ●自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技(競技場における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転をしている間のケガ ●事故発生時において満23歳以上の被保険者の日射、熱射による身体の障害
ケガの補償 入院保険金	補償の対象となる事故によってケガをされ、そのケガのため入院(入院に準じた状態を含みます。)された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、入院日数1日につき入院保険金日額をお支払いします。		など
手術保険金	補償の対象となる入院保険金をお支払いする場合で、事故発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために所定の手術を受けられたとき、入院保険金日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。		
通院保険金	補償の対象となる事故によってケガをされ、そのケガのため医師の治療を受けられた場合、平常の生活または業務ができる程度に治った日までの通院(往診を含みます。)に対し、90日を限度として通院日数1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。 【ご注意】次のような通院は、平常の生活または業務に支障がある通院ではないため、すべて通院保険金のお支払いの対象となりません。 ○回復確認するための通院 ○薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院 ○ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取替えなど、簡易な処置だけの通院		

\*1補償の対象となる事故はご加入プランによって異なりますので、ご注意ください。  
 ◆事故発生日に満23歳未満の被保険者については、日射または熱射によって身体に障害が生じた場合にも上記の保険金をお支払いします。  
 (※1)これらの保険金は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なくお支払いします。  
 (※2)死亡保険金は死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかった場合は被保険者の法定相続人)に、その他の保険金は被保険者にお支払いします。  
 (※3)ケガをされた時に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

3. セットされる特約とその概要

セットされる特約はありません。

4. ご契約期間(保険期間)

ご契約期間(保険期間)は、このパンフレット表面にてご確認ください。

5. 引受条件(ご契約金額)

○ご契約金額は、このパンフレットの中間に記載の「ご加入プラン」からお選びください。  
 ○ご加入の際には、死亡・後遺障害、入院保険金日額、通院保険金日額などのご契約金額を制限させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

◎保険料および払込方法

保険料の具体的な金額および払込方法につきましては、このパンフレットの中間および加入依頼票にてご確認ください。

◎解約返れい金および満期返れい金・契約者配当金

○解約(団体保険契約からの脱退)される場合は、パンフレット表面のお問合せ先にご連絡ください。  
 ○解約に際しては、既に経過したご契約期間に対する保険料と既にお払い込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただくことがあります。  
 ○この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

◎事故が発生した場合のお手続きなど

○万一事故にあわれたら、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡いただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

・取扱代理店 ・日本興亜損保【日本興亜損保の受付時間:平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)]

○ご連絡先は、ご加入後にお届けする加入者証に記載しています。  
 ○事故のご連絡をいただいた場合は、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類など)に関してご案内いたします。  
 ○保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。  
 ○保険金請求事故が多発した場合などには、翌年度の更改契約のお引受けをお断りさせていただくことがあります。

◎保険金の代理請求人制度

○被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内のご親族が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨あらかじめお伝えください。

●日本興亜損保の保険に関する苦情・ご相談窓口 (おかけまちがいにご注意ください。)

〈お客様サポート室〉 0120-919-498 受付時間:平日の9:00~20:00/土日、祝日の9:00~17:00(12/31~1/3を除きます。)

●日本興亜損保の保険に関する指定紛争解決機関のご連絡先 (おかけまちがいにご注意ください。)

日本興亜損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。日本興亜損保との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

〈(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター〉

0570-022-808(ナビダイヤル) 受付時間:平日の9:15~17:00(土日、祝日、12/30~1/4を除きます。)

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

このパンフレットは団体傷害総合保険の概要を説明したものです。ご契約手続きその他この保険の詳細につきましては取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。

【タイプ①】…会社員の方、公務員など役所にお勤めの方や教員の方など(\*就業外のみ補償となり、お仕事に従事中のケガは補償対象外となります。)

(単位：円)

申込み締切日	4月4日まで	4月20日まで	5月20日まで	6月20日まで	7月20日まで	8月20日まで	9月20日まで	10月20日まで	11月20日まで	12月20日まで	1月20日まで	2月20日まで
補償開始日	4月5日より	5月5日より	6月5日より	7月5日より	8月5日より	9月5日より	10月5日より	11月5日より	12月5日より	1月5日より	2月5日より	3月5日より
プランA	10,000	9,160	8,330	7,500	6,670	5,830	5,010	4,170	3,330	2,510	1,670	840
プランB	7,000	6,420	5,840	5,260	4,660	4,080	3,500	2,920	2,340	1,760	1,160	580
プランC	4,000	3,670	3,330	3,000	2,660	2,330	2,010	1,670	1,340	1,000	670	330

【タイプ②】…会社役員の方や個人事業主の方で管理職、事務職、販売職、医師、弁護士の方や無職の方(主婦や学生の方など)

(単位：円) 職種区分：A職>

申込み締切日	3月31日まで	4月20日まで	5月20日まで	6月20日まで	7月20日まで	8月20日まで	9月20日まで	10月20日まで	11月20日まで	12月20日まで	1月20日まで	2月20日まで
補償開始日	4月5日より	5月5日より	6月5日より	7月5日より	8月5日より	9月5日より	10月5日より	11月5日より	12月5日より	1月5日より	2月5日より	3月5日より
プランD	10,000	9,170	8,340	7,510	6,660	5,830	5,010	4,170	3,340	2,500	1,670	830
プランE	7,000	6,410	5,840	5,250	4,660	4,090	3,500	2,910	2,340	1,750	1,160	590
プランF	4,000	3,670	3,330	3,000	2,670	2,330	2,000	1,670	1,330	1,000	670	330

【タイプ③】…会社役員の方や個人事業主の方で自動車運転者、建設作業などの現場作業者、農林・漁業作業者、採鉱砕石作業者、木竹草つる製品製造者の方

(単位：円) 職種区分：B職>

申込み締切日	3月31日まで	4月20日まで	5月20日まで	6月20日まで	7月20日まで	8月20日まで	9月20日まで	10月20日まで	11月20日まで	12月20日まで	1月20日まで	2月20日まで
補償開始日	4月5日より	5月5日より	6月5日より	7月5日より	8月5日より	9月5日より	10月5日より	11月5日より	12月5日より	1月5日より	2月5日より	3月5日より
プランG	10,000	9,170	8,330	7,500	6,660	5,830	5,010	4,170	3,340	2,500	1,670	830
プランH	7,000	6,420	5,830	5,250	4,660	4,080	3,510	2,930	2,340	1,760	1,170	590
プランI	4,000	3,670	3,340	3,000	2,660	2,340	2,010	1,660	1,340	1,000	670	330

- 中途加入の際のご契約期間：上記補償開始日から平成25年4月5日午後4時までとなります。(例：5月15日に申込完了された場合…ご契約期間は平成24年6月5日午後4時から平成25年4月5日午後4時まで)
- 申込締切日は取扱代理店である株式会社弘立が加入依頼票と口座振替申込書を受領する日としますが、郵送での申込みの場合は消印日をもって申込みの受領を有効とさせていただきます。
- 中途加入時の保険料のお払込みについて：補償開始月の翌々月所定日にお申込時に設定いただくお口座より上記保険料を一括にて振替させていただきます。
- ご加入手続きの詳細はパンフレット(団体傷害保険ご加入のご案内)をご覧ください。ご不明な点がある場合はパンフレット記載のお問合せ先にご連絡ください。

■ 【中途でのご加入例】平成23年9月10日に郵送で申し込まれた場合(加入プラン：タイプ③プランH)

補償開始日：平成23年10月5日 保険料口座振替金額：3,510円 保険料口座振替日：平成22年12月の所定日